

4月から肝臓機能障害による身体障害者手帳が交付されます

対象者

- 認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
- 肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方

手続き

申請書、診断書、写真(たて4cm×横3cm)を健康福祉課総合福祉係、各支所市民係の窓口へ提出してください。

※診断書は、身体障害者手帳指定医が作成したものに限りま。

詳しい手続き方法や認定基準の内容、指定医のいる医療機関などについては、健康福祉課総合福祉係(☎22-3167)までお問い合わせください。

【認定基準】

主として肝臓機能障害の重症度分類であるChild-Pugh分類によって判定します。3ヶ月以上グレードCに該当する方が、概ね身体障害者手帳の交付対象となります。ただし、診断前の6ヶ月間にアルコールを摂取している方等は対象とはなりません。

※Child-Pugh分類

肝性脳症、腹水、血清アルブミン値、プロトロンビン時間、血清総ビリルビン値によって肝臓機能障害の重症度を評価します。

国民健康保険被保険者証(保険証)更新のお知らせ

現在お持ちの保険証は、平成22年3月31日が有効期限となっていますので、更新した保険証は3月末に郵送にてお届けする予定です。

しかし、郵送による更新は平成22年3月1日時点ですべての保険税(平成21年度第10期分まで)が納付されていることが必要となります。納付が遅れた場合、領収書を持参していただき、本庁健康福祉課または各支所市民係窓口での交付となりますので、期限内の納付をお願いします。

また、納期限までに納付することが困難な場合、市役所では随時納税相談を行っていますので、お早めにご相談ください。(すでに納税相談をいただき、計画通りに納付されている方につきましては、通常通り納付後に短期の保険証を市役所または各支所の窓口で交付させていただきます。)



問い合わせ先

<保険証更新について>
健康福祉課 国民健康保険係
☎22-3167

<納税相談について>
税務課 収税係
☎22-3148

法律問題のトラブルを解決します！まずはお気軽にお電話ください。離婚・相続・借金 etc...

受付時間：平日10時～17時(予約制) TEL：0967-22-5223

- ・一般相談料 30分4200円
- ・『多重債務』の相談は無料

阿蘇ひまわり基金法律事務所

熊本県弁護士会所属 弁護士 木場真彦(きば まさひこ)

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2005-8-203(阿蘇市商工会一の宮支所となり)



広告